

## 手数料の見直し（案）

事務の名称	自動車リサイクル業関係事務
-------	---------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。  
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
引取業者登録申請手数料	件	3,000	<u>3,250</u>	250
引取業者登録更新申請手数料	件	3,000	<u>3,250</u>	250
フロン類回収業者登録申請手数料	件	5,000	<u>5,250</u>	250
フロン類回収業者登録更新申請手数料	件	5,000	<u>5,250</u>	250
解体業許可申請手数料	件	78,000	78,000	0
解体業許可更新申請手数料	件	70,000	70,000	0
破砕業許可申請手数料	件	84,000	84,000	0
破砕業許可更新申請手数料	件	77,000	77,000	0
破砕業変更許可申請手数料	件	67,000	67,000	0